

共通要領 様式第2号(社会福祉法人等) (2019.10)

生産性の算定対象となる事業所(法人)名等			
申請事業所名		事業所番号	
項目	勘定科目	Ⓐ Bの3年前年度 (年度) Aの会計期間 年 月 ~ 年 月	Ⓑ 直近年度 (年度) Bの会計期間 年 月 ~ 年 月
①人件費			
②減価償却費			
③動産・不動産賃借料			
④租税公課			
⑤営業利益			
(1) 付加価値[=①~⑤計](円)			
(2) 雇用保険被保険者数(人)			
(3) 生産性[=(1)/(2)B](円)			
(4) 生産性の伸び[=((3)B-(3)A)/(3)A × 100](%)			
(5) 生産性の 向上に効果 があつた事 業主の取り 組み			

(注)裏面の留意事項をよくお読み下さい。助成金の申請に当たっては、①～⑤に相当する勘定科目の額が表示された損益計算書や総勘定元帳などの会計書類を添付して下さい。

(裏面)

【記入上の留意事項】

- 1 本シートは、助成金申請事業所の「生産性の伸び」を算定するためのシートです。具体的には、当該事業所の財務諸表の勘定科目のうちシートの①～⑤に該当するものの額を合算することによって、事業所が1年間に生み出した「付加価値額」を求め、それを「労働者数(雇用保険被保険者数)」で除すことによって「生産性」を求めます。さらに、この「生産性」について直近年度とその3年度前のものを比較することによってその伸びを算定します。
なお、3年度前の会計年度の初日に雇用保険適用事業主となっていることが必要です。また、会計期間の変更等により、会計年度が1年未満の期間がある場合は、当該期間分を除いた比較により算定を行います。
- 2 財務諸表は、事業所単位で作成しますので、生産性も事業所単位で算定されることになりますが、事業所単位で財務諸表を作成していない場合は、事業所の単位に最も近い単位の組織について算定することとします。
シート上部の「生産性の算定対象となる事業所(法人)名等」「申請事業所名」欄には、このことを踏まえて記入して下さい。
- 3 貢財諸表で用いられている勘定科目は、さまざまなバリエーションがあります。下記の【勘定科目に関する留意事項】を踏まえて、助成金申請事業所において損益計算書などの分類科目として実際に用いられている科目を記載してください。
- 4 A・B欄の空白部分の年度や会計期間については西暦で記載してください。
- 5 (1)の付加価値は直近年度もその3年度前の年度もプラスであることが必要です。
- 6 (2)の雇用保険被保険者数は、財務諸表の作成単位の事業所(法人単位など)と同じ単位の組織の人数を記入して下さい(法人の中に複数の事業所がある場合は、その事業所の被保険者数を合算します。その際当該事業所名と事業所番号を記した任意様式の書面を添付して下さい)。Bの会計年度の末日時点の人数を記入して下さい。なお支給審査の過程で、労働局が雇用保険データによって確認して正確な人数に補正することがあります。
- 7 (3)は小数点以下四捨五入して下さい。(4)は%で表示し、小数点第2位以下を切り捨てて下さい(例:6.2%)。
- 8 (5)には、生産性の向上に効果があったと思われる事業主の取り組み(例えば、職員の能力開発・意欲(働きがい)の向上、働き方や働きやすさの改革、業務の効率性や成果を高める設備・機器の導入など)の具体的な内容を記入して下さい。

【勘定科目に関する留意事項】

- 1 シートの①～⑤に該当する勘定科目は、財務諸表のうちの損益計算書を構成する項目の一部ですが、①～④に該当する勘定科目は、「営業費用」の中の「販売費及び一般管理費」の下位科目ですので、通常では損益計算書の内訳書か総勘定元帳に当たってその額を転記する必要があります。
- 2 製造業の場合、これらの科目は、「営業費用」の中の「販売費及び一般管理費」のほか、「営業費用」の中の「売上原価」の中の「当期製品製造原価」の下位科目としても計上されていますので、後者についてはその内訳書である「製造原価報告書(明細書)」か総勘定元帳に当たってその額を転記する必要があります。
これに該当する勘定科目をシートに記載する場合は、勘定科目の名称の頭に「(製)」と付して下さい。(例:「(製)減価償却費」)
- 3 これらの科目は、建設業の場合も同様に、「売上原価」の中の「完成工事原価」の下位科目としても計上されていますので、その内訳書である「完成工事原価報告書」か総勘定元帳に当たってその額を転記する必要があります(建設業以外も兼業している場合は「兼業事業売上原価報告書」の中にも含まれていますのでそこからも転記します)。
これに該当する勘定科目をシートに記載する場合は、勘定科目の名称の頭に「(工)」(兼業分は「(兼)」)と付して下さい。(例:「(工)租税公課」)
- 4 勘定科目は、A年度とB年度で共通であることが必要です(途中で科目が変更になった場合でも、計上する対象の範囲が同一であることが必要です)。
- 5 「①人件費」に該当する勘定科目の選定については、次に留意して下さい。
 - (1) 「①人件費」に該当する勘定科目は、基本的には、従業員の給料、諸手当、賞与に相当するもののほか、「法定福利費」(社会保険料など)、「福利厚生費」です。臨時アルバイトなどの給与である「雑給」や、社員研修の費用である「研修費」「教育訓練費」が特に設けられている場合はそれも含めます。なお、役員の報酬、賞与、法定福利費、退職慰労金、その他手当などは含めません。
 - (2) 従業員の「退職金」「退職慰労金」は、損益計算書上の「販売費及び一般管理費」に含まれている場合は「人件費」に含めますが、「特別損失」等に計上されている場合は、「人件費」には含めません。
 - (3) 「通勤費」は諸手当の一種として人件費に該当しますが、出張旅費などの「旅費交通費」(通勤費を「旅費交通費」の中に含めている場合を含む)は人件費に該当しないものとします。
 - (4) 派遣労働者に係る派遣手数料(「外注加工費」などの勘定科目で計上することが多い)は、人件費に該当しません。
 - (5) 製造原価報告書(明細書)や完成工事原価報告書に計上される人件費は、通常「労務費」としてまとめられていますので、本シート上でも「(製)労務費」「(工)労務費」としてまとめて計上することができます(ただし其中に「労務外注費」が含まれている場合はそれを控除します。なお「経費」としてまとめられている中に現場労働者以外の「人件費」が含まれる場合は、それを別途計上します)。

【その他】

生産性要件算定シート(添付した証拠書類等を含む)の内容に虚偽があった場合は、不正受給として不支給や返還等の対象となります。